

議案第 4 7 号

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 3 日提出

さいたま市長 相 川 宗 一

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（特殊勤務手当の種類）	（特殊勤務手当の種類）
第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。	第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。
(1)～(9) [略]	(1)～(9) [略]
<u>(10)</u> [略]	<u>(10) と畜検査業務手当</u>
<u>(11)</u> [略]	<u>(11)</u> [略]
<u>(12)</u> [略]	<u>(12) 環境調査業務手当</u>
<u>(13)</u> [略]	<u>(13)</u> [略]
<u>(14)</u> [略]	<u>(14)</u> [略]
<u>(15)</u> [略]	<u>(15)</u> [略]
<u>(16)</u> [略]	<u>(16)</u> [略]
<u>(17)</u> [略]	<u>(17)</u> [略]
<u>(18)</u> [略]	<u>(18)</u> [略]
<u>(19)</u> [略]	<u>(19)</u> [略]
<u>(20) 試験、検査等業務手当</u>	<u>(20) 放射線取扱業務手当</u>
<u>(21)</u> [略]	<u>(21)</u> [略]
<u>(22)</u> [略]	<u>(22)</u> [略]
<u>(23)</u> [略]	<u>(23)</u> [略]
<u>(24)</u> [略]	<u>(24)</u> [略]

(23) [略]

(24) 分べん業務手当

(25) [略]

(26) [略]

(防疫等業務手当)

第11条 防疫等業務手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) [略]

(2) 感染症等（規則で定めるものに限る。以下この号及び第4号において同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における感染症等の病原体に汚染された物件又は汚染された疑いのある物件の処理に従事した職員

(3) [略]

(4) 感染症等の病原体に汚染された検体又は汚染された疑いのある検体の試験、検査等の業務に従事した職員

(5) [略]

2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において規則で定める額とする。

(1) [略]

(2) 前項第4号に掲げる職員 従事した日1日につき150円

(3) 前項第5号に掲げる職員 従事した日1日につき400円

第12条 [略]

第13条 [略]

(25) [略]

(26) ハイリスク分べん業務手当

(27) [略]

(28) [略]

(防疫等業務手当)

第11条 防疫等業務手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) [略]

(2) 感染症等（規則で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における感染症等の病原体に汚染された物件又は汚染された疑いのある物件の処理に従事した職員

(3) [略]

(4) [略]

2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において規則で定める額とする。

(1) [略]

(2) 前項第4号に掲げる職員 従事した日1日につき400円

(と畜検査業務手当)

第12条 と畜検査業務手当は、と畜検査の業務（規則で定めるものに限る。）に従事した獣医師に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき400円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

第13条 [略]

(環境調査業務手当)

第14条 環境調査業務手当は、ガス、粉じんその他の有毒物、高熱、騒音等を発散する場所において行う環境の調査又は指導の業務に従事した職員に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき390円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

第15条 [略]

第14条 [略]

第15条 [略]

第16条 [略]

第17条 [略]

第18条 [略]

第19条 [略]

(試験、検査等業務手当)

第20条 試験、検査等業務手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) と畜検査の業務(規則で定めるものに限る。)に従事した獣医師
- (2) ガス、粉じんその他の有毒物、高熱、騒音等を発散する場所において行う環境の調査又は指導の業務に従事した職員
- (3) 病院等において放射線装置を使用して行う撮影、透視等の業務に従事した職員
- (4) 有機溶剤を使用した試験、検査等の業務に従事した職員(規則で定める者に限る。)

2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において規則で定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 従事した日1日につき400円
- (2) 前項第2号に掲げる職員 従事した日1日につき390円
- (3) 前項第3号に掲げる職員 従事した日1日につき200円
- (4) 前項第4号に掲げる職員 従事した日1日につき150円

第21条 [略]

第22条 [略]

(夜間看護業務手当)

第23条 [略]

2 前項に規定する手当の額は、勤務1回につき7,200円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

第16条 [略]

第17条 [略]

第18条 [略]

第19条 [略]

第20条 [略]

第21条 [略]

(放射線取扱業務手当)

第22条 放射線取扱業務手当は、病院等において放射線装置を使用して行う撮影、透視等の業務に従事した職員に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき200円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

第23条 [略]

第24条 [略]

(夜間看護業務手当)

第25条 [略]

2 前項に規定する手当の額は、勤務1回につき6,600円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

第24条 [略]

第25条 [略]

(分べん業務手当)

第26条 分べん業務手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 病院においてリスクの高い分べんに係る業務に従事した医師
- (2) 病院において前号に掲げる分べん以外の分べんに係る業務に従事した医師

2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において規則で定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 1件につき100,000円
- (2) 前項第2号に掲げる職員 1件につき10,000円

第27条 [略]

第28条 [略]

第29条 [略]

第30条 [略]

第31条 [略]

第26条 [略]

第27条 [略]

(ハイリスク分べん業務手当)

第28条 ハイリスク分べん業務手当は、病院においてリスクの高い分べんに係る業務に従事した医師に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、1件につき10万円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

第29条 [略]

第30条 [略]

第31条 [略]

第32条 [略]

第33条 [略]

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。